

四日市市告示第480号

四日市市家族介護支援事業要綱の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市家族介護支援事業要綱の一部を改正する要綱

四日市市家族介護支援事業要綱（平成12年四日市市告示第116号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(事業内容)</p> <p>第2条 家族介護事業として、当分の間、<u>四日市市家族介護慰労事業</u>を実施するものとする。</p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 四日市市家族介護慰労事業の慰労金の交付申請、決定等の手続については、四日市市家族介護慰労金交付要領（平成13年3月30日制定）によるものとする。</p> | <p>(事業内容)</p> <p>第2条 家族介護事業として、当分の間、<u>次の各号に掲げる事業</u>を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>四日市市認知症高齢者家族支援サービス事業</u></p> <p>(2) <u>四日市市家族介護慰労事業</u></p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 <u>四日市市認知症高齢者家族支援サービス事業の補助金及び四日市市家族介護慰労事業の慰労金の交付申請、決定等の手続については、四日市市認知症高齢者家族支援サービス事業補助金交付要領（平成13年3月30日制定）及び四日市市家族介護慰労金交付要領（平成13年3月30日制定）によるものとする。</u></p> |

| 改正後 | | |
|----------------------|---|---|
| 別表（第3条関係） | | |
| 事業名 | 対象者 | 内容 |
| 四日市市 家族介護 慰労事業 | 申請の日前2年以内において、1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかった者で、かつその1年間次の各号に掲げる要件を満たすものを介護する者 ①介護保険法に規定する要介護認定で、要介護4又は要介護5と判定された者 ②市民税非課税世帯である者 ③在宅高齢者である者（1週間以上の医療保険での入院をした者を除く。） | 重度の低所得高齢者を介護している家族への慰労として年額10万円を贈る。 家族介護慰労事業は、同一年度において1回に限り申請することができる。 |

| 改正前 | | |
|---|--|--|
| 別表（第3条関係） | | |
| 事業名 | 対象者 | 内容 |
| 四日市市 <u>認知症高齢者家族 支援サー ビス事業</u> | <u>認知症により外出中に道に迷うお それのある高齢者等で、本人が市民 税非課税である者を介護する者</u> | <u>認知症高齢者が外出中に道に迷 った場合に、その居場所を早期に発 見できる位置探索サービスを利用 するための機器の購入、契約等に要 した経費を補助する。</u> |
| 四日市市 家族介護 慰労事業 | 申請の日前2年以内において、1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかった者で、かつその1年間次の各号に掲げる要件を | 重度の低所得高齢者を介護している家族への慰労として年額10万円を贈る。 家族介護慰労事業は、同一年度において1回に限り申請することがで |

| | | |
|--|--|------------|
| | <p>満たすものを介護する者</p> <p>①介護保険法に規定する要介護認定で、要介護4又は要介護5と判定された者</p> <p>②市民税非課税世帯である者</p> <p>③在宅高齢者である者（1週間以上の医療保険での入院をした者を除く。）</p> | <p>きる。</p> |
|--|--|------------|

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（健康福祉部 高齢福祉課）